## 議案第59号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例(平成17年かすみがうら市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「環境経済部」を「都市産業部」に改め、同条第6号中「土 木部」を「建設部」に改め、同条中第7号を削る。

第3条第1号ア中「、広聴及び広報」を削り、同号ウ中「情報政策」を「広報及び情報政策」に改める。

第3条第2号キ中「及び交通安全」を削り、次のように加える。

ケ市税の賦課徴収に関すること。

第3条第3号中アを削り、イをアとし、ウからクまでをイからキまでとし、 同号に次のように加える。

- ク環境保全に関すること。
- ケ環境衛生に関すること。
- コ 広聴及び市民協働に関すること。
- サ 消費生活に関すること。

- シ防犯及び交通安全に関すること。
- 第3条第5号及び第6号を次のように改める。
- (5) 都市産業部
  - ア農業、林業及び水産業に関すること。
  - イ 商業及び工業に関すること。
  - ウ 労政に関すること。
  - エ観光に関すること。
  - オ都市計画に関すること。
  - カ 開発に関すること。
  - キ 公園緑地に関すること。
  - ク建築指導に関すること。
  - ケ 土地区画整理に関すること。
- (6) 建設部
  - ア 道路、河川その他土木に関すること。
  - イ下水道に関すること。
- 第3条第7号を削る。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の 次に次の1条を加える。

(重要政策に関する組織の特例)

第4条 市長は、市の重要政策に関して各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、部外に必要な組織を置くことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
  - (かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正)
- 2 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例(平成23年かすみ

がうら市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境経済部農林水産課」を「都市産業部農林水産課」に改める。 (かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例(平成17年かすみがうら 市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道部水道事務所」を「建設部水道事務所」に改める。